（様式 1）

**競争入札参加資格確認申請書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）　公立大学法人名古屋市立大学 理事長

（申請者）　所　　　在　　　地

商号又は名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和６年１１月１８日付けで入札公示（以下「公示」という。）のありました入札「モニタリングシステム（救急）一式の購入」に係る資格確認のため、下記 1の書類を添えて申請します。

なお、公示2(1)から(10)までに定める資格を有する者であること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

 1　添付資料

(ｱ)納入予定物品承認願

　　(ｲ)出荷保証書

 2　その他（連絡先）

部　署

　　担当者

　　電　話

注）申請者の欄は、契約に関する権限を有する方を記入してください。

（様式 2）

**納入予定物品承認願**

令和　　年　　月　　日

（あて先） 公立大学法人名古屋市立大学 理事長

（申請者）　所　　　在　　　地

商号又は名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 公　示 | 令和６年１１月１８日付け件名：モニタリングシステム（救急）一式の購入 |
| 品　名 | 製造業者名・型番・品番 | 数量 | 単位 |
|  |  |  |  |

注 1）申請者の欄は、競争入札参加資格確認申請書と同様の記載をすること。

（様式3）

**出 荷 保 証 書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）（競争入札参加資格等確認申請者）

　　　　　 所　　　在　　　地

商号又は名称

　　　　　 代表者の役職・氏名

　　　　　　　　　　　　 メーカー又はメーカーと代理店契約を締結した販売代理店の

　所　　　在　　　地

商号又は名称

代表者の役職・氏名

令和６年１１月１８日付けの入札公示に係る下記の物品購入について、当該物品を貴院向けに、指定期日までに確実に納入することを確約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 公　示 | 令和６年１１月１８日付け件名：モニタリングシステム（救急）一式の購入 |
| 品　名 | 製造業者名・型番・品番 | 数量 | 単位 |
|  |  |  |  |

注 1）メーカー又は販売代理店が同一の場合複数記入可。

注 2）記入欄不足等で別紙にて提出する際は、その旨を本様式に記載していただきご提出ください。

（様式 4）

入 札 書

令和 年 月 日

（あて先）公立大学法人名古屋市立大学 理事長

所在地

入札者 商号又は名称

代表者役職･氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

名古屋市立大学競争入札参加者手引を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 額 | 百億 | 拾億 | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

 件 名

|  |
| --- |
| モニタリングシステム（救急）一式の購入 |

注1 金額は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

注2 金額の直前に「\」又は「金」を記入すること。

（様式 5）

**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）　公立大学法人名古屋市立大学 理事長

所　　　在　　　地

入札者　商号又は名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記件名の入札に関し、名古屋市立大学競争入札参加者手引の第 1の規定に抵触する行為を行った場合は、いかなる処置を受けても一切異議を申し立てないことを誓約します。

記

件　　名

　　　　　　　　　　　モニタリングシステム（救急）一式の購入

（参考）名古屋市立大学競争入札参加者手引　第 1

|  |
| --- |
| 　　(公正な入札の確保)第1　 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはなりません。4 　本学の理事長(以下「理事長」といいます。)は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われない又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することがあります。 |